

第2回岡山県一般機械器具製造業最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和7年10月1日（水） 午前9時55分～

2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号

岡山第2合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公 益 委 員 : 3人

労働者側委員 : 3人

使用者側委員 : 3人

4 審議事項

特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

5 議事要旨

(1) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

岡山県一般機械器具製造業最低賃金改正決定の必要性の有無について審議され、労使双方の委員から、以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

前回の専門部会で主張したとおり、必要性ありと考える。

今年度、労働協約ケースとして申出を行っている。労働協約を結んでいる労働者が約4割に及んでいる。その他協約を結んでいない組織の労働者を含め53%の労働者が改定は必要としている。

【使用者側の意見要旨】

前回の専門部会で主張したとおり、改定の必要性はない。

(2) 労使協議について

労使協議の意向が示され、労使協議が行われた。

その結果、特定最低賃金の改正決定の必要性について、必要性ありで労使合意した旨報告が行われた。

(3) 全会一致により必要性ありの結論に達したことが決議され、報告書を作成した。

(4) 全会一致による決議のため、最低賃金審議会令第6条第5項適用により、

岡山労働局長へ答申された。

6 配布資料

岡山県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書（案）

岡山県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性について（答申）（案）